

よくあるご質問

【均等割減免制度の廃止について】

Q 1 個人市民税の均等割減免制度をなぜ廃止するのですか。

A 個人市民税の均等割減免制度は、昭和26年に本市独自の制度として創設したもので、創設当初は社会保障制度や法律による税の非課税措置が十分に整備されていない状況の中、生活困窮者救済措置としての意義を有していました。

しかし、その後昭和51年に、地方税法において非課税制度が創設された結果、創設当初の意義は薄れ、地域社会の会費を住民が広く負担するという地方税制度の趣旨にそぐわない制度となりました。現在、他の政令指定都市を見ても、均等割減免制度と同様の減免を行っている市は他にない状況となっています。

このため、令和6年度から他都市並みの制度となるよう見直すこととしたものです。

【経過措置について】

Q 2 福祉施策の経過措置とはどのようなものですか。

A 本市独自の均等割減免制度によって、個人市民税が「非課税」となっていた方は、減免制度の廃止によって、所得等の状況が変わらない場合でも、個人市民税が「課税」となります。

個人市民税の課税状況を基礎としている福祉施策においては、個人市民税が「非課税」から「課税」となることで、負担額等が増加することとなります（増加は、減免制度のない他都市と同程度にとどまります。）。

他都市と同程度の負担額等となるものの、従来の負担額等を前提に福祉施策について利用されてきた方が、負担額等が急に増加することで、福祉施策が利用しにくくならないよう、4年間（施設入所関係は7年間）かけて段階的に本来の負担額等とする経過措置を実施するものです。

【経過措置の対象者、手続きについて】

Q 3 自分は、経過措置の対象となるのですか。

経過措置を受けるためには、何か手続きが必要となるのですか。

A 経過措置の対象となるのは、福祉施策ごとに、下記のア、イの両方に該当する方となります。

本市において、令和6年度の市民税情報、世帯の状況、福祉施策の利用状況を確認し、経過措置の対象となる方に対して、必要な申請手続き等をご案内いたします。

ご案内は、各福祉施策によって経過措置の開始時期（令和6年度分の市民税情報を用いて負担額等を判定する期間）や実施方法によって異なります。申請に基づき還付を行う福祉施策については、利用実績等の確認に時間を要するため、対象となる施策の利用後、概ね5か月以降のご案内となります。ご了承ください。

（経過措置の開始時期については、次のQ4をご覧ください。）

【経過措置の対象者】

次の「ア」、「イ」の両方に該当する方

ア 令和5年度に、均等割減免制度により市民税が課されていない方で、令和6年度以降、所得、控除等が変わらず前年度から継続して均等割減免制度廃止の影響を受け市民税が課される方（※1）、又はその方と同一世帯（※2）の方

ただし、世帯内に均等割減免制度廃止の影響を受ける方以外の課税者がいないこと

※1 令和6年度以降において、均等割減免制度廃止の有無に関わらず、世帯員の増減や収入の増減等に伴い、市民税が課税又は非課税となった場合、それ以降は経過措置の対象となりません。

※2 世帯の範囲は、各福祉施策により異なります。

イ 令和5年度（令和5年度の個人市民税に基づいて世帯区分の判定を受ける期間中）に利用されていること

※ 令和5年度に利用された福祉施策が経過措置の対象となります。

【経過措置の開始時期について】

Q4 経過措置はいつから開始されますか。

A 個人市民税の均等割減免制度は、令和6年度課税分から廃止されます。

福祉施策の負担額等については、令和6年度分の市民税情報を用いて判定する期間が、福祉施策によって異なります。このため、経過措置を開始する時期も福祉施策によって異なります（開始までの期間は、現在の負担額等のままです。）。

（主な福祉施策の例：令和6年度分の市民税情報を用いる期間）

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険：令和6年8月～令和7年7月
- ・障害福祉サービス：令和6年7月以降の受給者証の更新月から1年間
- ・特定医療費（指定難病）：令和6年10月の受給者証更新から1年間

<経過措置期間と軽減率>

次のとおり、4年間（施設入所は7年間）かけて段階的に課税の負担額等となるよう経過措置を実施します。

令和6年度は、負担額等を非課税と同じ額に据え置きます。

年度	軽減率
令和6年度	100%軽減(非課税の負担)
令和7年度(入所サービスは令和7年～8年度)	75%軽減
令和8年度(入所サービスは令和9年～10年度)	50%軽減
令和9年度(入所サービスは令和11年～12年度)	25%軽減
経過措置終了後	課税の負担

※ 経過措置の具体的な実施方法（軽減の方法）は、福祉施策によって異なります（各福祉施策の詳細ページをご確認ください。）。

【税の障害者控除について】

Q 5 経過措置以外の負担軽減措置などはありませんか。

A 本人又はその同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳をお持ちの場合、以下の基準等級に応じて、税の控除（障害者控除又は特別障害者控除）を受けることができます。

控除区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害者	3～6級	B判定	2・3級
特別障害者	1・2級	A判定	1級

納税者ご本人が障害者控除の対象者であり、前年の合計所得金額が135万円（65歳以上で年金収入のみの場合、年金収入では245万円）以下の場合、市民税が非課税となります。

⇒この場合、均等割減免制度の廃止の影響は受けません。

市民税の申告に関するご相談は、住所地を担当する市税事務所市民税担当にお問い合わせください。

【障害者控除・障害者控除対象者認定書について】

Q 6 障害者手帳を持っていないと障害者控除の申告はできませんか。

A 障害者手帳をお持ちでない方でも、障害者控除の対象となる年の12月31日において、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、「ねたきり状態にある高齢者」や「認知症のある高齢者」等は、申請に基づき福祉事務所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により、Q 5と同様に税の控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」の申請をされる場合（※）は、住所地の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当又は京北出張所保健福祉第一担当までお越しください。なお、認定基準などの詳細については、こちらをご確認ください。

※ 申請者が障害者控除対象者本人、親族又は成年後見人等でない場合は、委任状の提出が必要です。



京都市 障害者控除対象者認定書の発行

検索

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000317370.html>（京都市情報館）

【保険料への影響について】

Q 7 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料はどうなりますか。

A 各施策における保険料については、均等割減免制度廃止の影響を受けません。

<参考各施策の保険料の考え方>

【国民健康保険料】

世帯の人数や各種控除前の所得などにより世帯単位で保険料が算定されます。

【後期高齢者医療制度保険料】

各種控除前の所得などにより個人単位で保険料が算定されます。

【介護保険料（65歳以上）】

均等割減免制度など条例により税額が免除されている場合は、従前から「課税」として算定されます。